

建設経済常任委員会

平成18年6月20日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 3号 旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 7号 市道路線の変更について

議案第 8号 市道路線の認定について

《付託陳情》

陳情第 7号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情

出席委員（6名）

委員長 向 後 和 夫

副委員長 滑 川 公 英

委 員 神 子 功

委 員 鈴 木 正 道

委 員 嶋 田 哲 純

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議 員 嶋 田 茂 樹

議 員 木 内 欽 市

議 員 島 田 和 雄

説明のため出席した者（28名）

助 役 重 田 雅 行

商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長 堀 江 隆 夫

建設課長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下水道課長 山 崎 健 次

農業委員会
事務局 長 小 田 雄 治

その他担当職員 21名

事務局職員出席者

事務局 長	来 栖 昭 一	事務局 次長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前 9時59分

○委員長（向後和夫） それでは、皆さん、どうもおはようございます。

大変お忙しい中を建設経済常任委員会ということで議員の皆さん方ご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。梅雨入りしたわけですが、きょうはお天気がこのまま雨も降らずに梅雨入りするようであります。委員会が終わりました後、委員の皆さんには視察ということでございますが、視察には支障がないようであります。

先般、12日の本会議におきまして付託をされました3議案、1陳情につきまして慎重に審査をお願いいたしまして、あいさついたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたします。

傍聴につきまして申し込みがあります。

嶋田茂樹議員、木内欽市議員、島田和雄議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、執行部を代表いたしまして重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということで、委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。

当委員会に執行部の方よりご審議をお願いする議案につきましては、議案第3号の農業研修施設の設置管理条例を廃止する条例の制定案件、それから議案第7号の市道路線の変更、議案第8号の市道路線の認定、この3議案でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第7号、市道路線の変更について、議案第8号、市道路線の認定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第3号について、農水産課長は説明をしてください。

○農水産課長（堀江隆夫） 特にありません。

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、ご質疑を申し上げます。

本会議で同様の廃止の条例制定ということで議案第4号で質疑をさせていただきましたので、内容的に同じようなことだということを考え合わせましてご質疑するものでございます。

この議案第3号につきまして担当課長より詳細に説明をいただきました。三川、あるいは上永井地区のこの2件につきましては、昭和53年並びに昭和54年に設置をされて、これが地元区からの要望に基づきまして無償譲渡をするという内容のものでございました。

そこでお伺いをさせていただきます。

今回、この地元区からの要望によりまして無償譲渡するということでありますけれども、議案第4号でも聞きましたが、議案第4号では3月24日に各地区の取りまとめによりまして要望書が提出されたということになっておりますが、今回の条例を廃止にする内容につきましては、この無償譲渡に至るまでの経過につきましてもう少し詳しくご説明をいただきたいのが1点でございます。

2点目が、この農業研修施設の設置につきましては、ただいま申し上げましたように、昭和53年並びに昭和54年に設置をされたものでございますが、この土地の所有権については、現在どういうことになっているのかどうか。さらに、上屋につきましては市の持ち物だというふうに思いますが、その辺の確認をまずしたいと思います。これが2点目です。

3点目は、この建物が地元区の方に無償譲渡するということからいたしました場合に、この維持管理につきましては、本会議でも議案第4号で触れましたけれども、無償譲渡した後に地元区の方で管理運営をしていくわけでございますけれども、その管理運営に当たっては、修繕とか、あるいは改修ということが考えられますけれども、この辺についてはどのような

市と地元区では話し合いになったのかどうか、この辺もお伺いをしたいと思います。

それから、旭市農業研修施設の設置に関する条例の中身を見ますと、これについては農業関係の研修とかいろいろ書かれておりますけれども、一般的には所期の目的を達したのではないかなということが言われますけれども、そうしますと、無償譲渡をした後に旭市農業研修施設という名称については、どのように地元区と話し合いがなされているものかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第3号につきまして、ご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

同施設のこれまでの経過でございますけれども、今回提出してあります飯岡地区の後農村研修所につきましては、昭和52年度に国の補助事業であります農業構造改善事業によります補助事業によりまして建築をされたものであります。それと、上永井集落センターにつきましては、昭和54年度に同じく国の補助事業であります地域農政整備事業によりまして、それぞれ農業関係の補助事業として施設整備され今日に至っております。

同施設につきましては、それぞれ国の補助事業でありまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、こういうものがあるわけですが、この中で、実は補助事業によりまして財産を取得したものにしましては、財産の処分の制限が実はあります。処分制限の期間内はいろいろ譲渡してはいけないとか、いろいろな他の目的に使ってはいけない、そういうものがあるわけですが、本来、この施設は木造ですので、24年ということで我々は理解しております。処分制限24年で、それぞれ後農村研修所につきましては28年、上永井についてはそれぞれ26年を経過しまして、それぞれ同法律に基づく処分制限は切れているというふうなことで、そういうふうなことで今回、実質的には集落でお使いになっている施設の部分が大半なもので、管理等から見て集落に譲渡した方が適切かなと。そんなことで集落の方々と打ち合わせをしながら今回に至ったわけであります。

土地の名義につきましては、それぞれ後農村研修所につきましては、東円寺というお寺から無償でお借りをしているものでございます。それと上永井集落センターにつきましては、やはり妙長寺というお寺から無償で借りて現在まで至っております。

建物の名義につきましては、それぞれ当時の町が事業主体というふうなことで、現在まで

市が名義というようなことでやっております。今回それを譲与しまして、区の方に持っていただくような形で提案させていただいております。

これからの維持管理、これが問題になるわけですが、区との話し合いの中では、現在あります旭市のコミュニティ育成事業補助金交付要綱、これによりまして、修繕の場合は200万円を限度に2分の1以内の補助の制度がある。こういうものをご活用いただいて維持管理に努めていただく、そういうことで理解をしております。

それと、これからのいろいろな名義ですが、例えば区の方へ譲与されまして、農村研修所という名称が、例えば集落全体で使っているんだと、農村という表現はおかしいということであれば、その区の判断に基づいて、区でここを管理していただきますので、変えていただくのは何ら構わないのかなということに理解をしております。それぞれ区の方々に適当な名前を使っただいて、一番集落で使いやすい名前というものをひとつ模索していただくのもいいのかなと、そういうことで理解をしております。

以上であります。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ご説明ありがとうございました。

何点かお伺いいたします。

結論的には処分をしても制限には値しないということで、これらについては所期の目的を達成しただろうという、そういった判断だと思います。これは了解いたしました。

これからの維持管理ということが地元区にとっては大変、受ける側としては——今回、条例を廃止した後に起こってくる問題ということで確認をさせていただきますけれども、平成18年度版の旭市例規集、これは1,092ページに別表ということで今ご説明をいただきました別表の関係でありますけれども、地区集会施設建設事業から幾つかありますけれども、例えば改築の場合とか、あるいは修繕の場合についても、このコミュニティ育成事業補助金の交付要綱に基づいて、これから地元区で運営される場合には、この事業種目によって市の方では補助をしていくというお考えでよろしいのかどうか、これをもう一度確認をさせていただきます。

一番気にかかるのは、今お話をいただきましたように、土地についてはそれぞれお寺の土地だということですが、今までは飯岡町が事業主体であり旭市に移って、その旭市から今度は地元区に移るということになりますと、土地の関係でトラブルが発生しないかということが危惧されます。その区の代表の方々が、恐らく区長さんであれば毎年毎年変わる、あるい

は2年ごとに変わるか、いずれにしても代表の方々が管理すると思うんですが、そういった意味でトラブルの発生ということがあるとすれば、地縁団体等を作ってやるのが正しいのかどうかということが考えられますけれども、トラブルが発生しないようなことについての打ち合わせというのはどのようにされてきたのかどうか。また、地縁団体は必要があるかないかについてご検討いただいたのかどうか、これについてご回答をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ただいまのご質問でありますけれども、2つの両区と説明した際には、先ほどご説明しました旭市のコミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づきまして、それぞれ修繕等につきましては200万円を限度に2分の1以内のこういう事業でできるんじゃないか。

ただ、委員言われましたように、この中に採択基準というふうなことで緊急性、あるいは地域性、申し込み順というふうなことで、いっぱい同年度にわっと申し込みがあると、予算の関係もあるかなというのは危惧しておりますけれども、一応この事業の中で地域としては対応できるでしょうというふうなことでご説明した経過を見ております。

それと、あと地縁団体等につきましては、まさしくそういう団体でできるわけですがけれども、今回のケースにつきましては、そういうことじゃなくて区ということで実は担当課としては考えております。

それと、あと現在市の方で無償でお寺から借りておりますけれども、それが今度区の方に行きましてまたいろいろな、地域のお寺ですので、個人の方と違って我々トラブルはないかなと見ておるわけですがけれども、土地ですので、なかなか将来的にいろいろな問題があってもしょうがない、そんなことで、譲与に当たっては両区と相談しながらお寺と打ち合わせをしていただいて、ある程度の年数でお借りをするような形を、契約を結ぶようにご指導していきたいな、そういうことで考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） この条例の廃止をするに当たりましては、今最後にお話がありましたようにトラブルがあっても困りますし、また維持管理で問題があってもしょうがありませんので、その辺十分ご理解をいただきまして、地元区でトラブルのないように、また修繕等につ

きましては、容易にできるような体制を作っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続きまして、議案第7号及び議案第8号については関連がございますので、一括して審査をいたします。

議案第7号及び議案第8号について、建設課長は説明をしてください。

○建設課長（米本壽一） 本議案につきましては、本会議で補足説明を申し上げた内容をさらに詳しく申し上げたいと思います。

議案第7号、市道路線の変更について及び議案第8号、市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

図面を見ていただきたいと思います。添付されている図面はちょっと小さいんですけども、その図面を見ていただきたいと思います。

これは、旭中央病院のアクセス道、東西線の関係です。東西線をもう一度詳しく申し上げたいと思います。ちょっと図面が小さいんですけども、左の図面を見ていただきたいと思います。ここに、ちょうど地図の真ん中辺に、2の01-020号線という四角で囲んだ枠がございます。この枠の下に、南ですけれども、「（工事中）」というのがこの東西線の下土地が県で3月議会に認定した路線がこの道路ということで、今年度から工事を行うというもので、これが東西線です。

今回の議案は、この「（工事中）」と地図にあるところの一番左側辺り、川島歯科医院というのがあるんです。表示はされていませんけれども、ここに川島歯科医院というのがあります。そこから北に上がって中央病院の方に向かう、この路線を国の道整備交付金という申請の際に「01-020号線ほか」というふうに申請したんです。国との協議の際、ほかはないよということで、補助事業を受けるならば1本に下さいということの指導がありました。この道整備交付金というのは、事業費の2分の1が交付される事業であります。そんなことで分かりましたということで今回の議案になったわけであります。

なお、千葉県からは交付決定するよということは事前に連絡はいただいております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長の説明は終わりました。

議案第7号及び議案第8号について一括して質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、議案第7号、議案第8号につきましてご質疑申し上げます。

まず、これは3月定例会におきまして、議案第45号で市道路線の認定ということで今ご説明がありましたように、工事中ということで路線の認定についての内容についてご説明をいただきました。そこでは、なぜ県のものを市道に認定するのかどうかという議論があったわけであります。その後、6月定例会では市道変更路線の位置図と、さらに認定をすべき市道路線の認定ということで議案第8号について提出をされたわけであります。

そこで、この変更前、変更後ということで議案には出ておりますけれども、確認のためにまずお願いしたいのが、この変更前というのはいつごろ市道認定をしたものか、確認のためにお教えいただきたいと思います。その後、変更後ということになりますけれども、それが第1点です。

それで、ただいまご説明いただきましたように、国の道路交付金ですか、この2分の1交付されるというご説明がありましたけれども、国の指導ではほかはないと、そのほかにはないということで一本化しなさいという指導だったと思いますけれども、これはもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。というのは、あらかじめ市道認定をしておいて、それでそうせざるを得なかったということで、この辺のところの関連につきまして、これは3月定例会で出てきたいわゆる01-031号線、これに関係することにもなりますので、一連のことにつきまして分かるようにもう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） お答え申し上げます。

まず1点目ですけれども、いつ認定したということで、左の図面を見ていただきたいと思いますが、5-0030号線も01-020号線も昭和61年12月13日に認定してございます。2路線とも同じ日です。

それと、2点目の国の補助事業、道整備交付金と申しますけれども、これを国から一本化するという指導をされたことに対してももう少し詳しくということでございますので、3月議会で認定したのは01-031号線だということであります。その時には、特に一本化の話は出ていなかったんです。この補助金のあくまでも申請した段階で、2本ではおかしいや

なということで、1本にできるか。それは認定変更、特別その道路に支障はありませんので、分かりました、補助金いただけるのだったら変更します、議会の方にも話しますということで今回に至ったわけであります。それ以上のことは特にありません。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

神子委員。

○委員（神子 功） 結論的には、今課長が言われましたように、もともと市道認定されていたもんですから、路線を変えるだけで特に問題はないということはそのとおりだと思います。

これからの進捗につきましてお伺いしたいんですが、国の道整備交付金ということで一本化をするようにということで2分の1交付されるということですが、これからの見通しにつきまして交付をされるということがいつなのか、それから、その後どういように道路整備関係が進捗されるものかどうか、この辺お分かりでしたらご説明をいただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、アクセス道の絡みですので、東西線に限らず南北線も含めてご説明したいと思います。

今回、南北線はまちづくり交付金という交付金、東西線は道整備交付金という交付金を使うわけです。南北線についてはまだ期間を要しますけれども、東西線につきましては今回議案になっている東西線は4年間で工事を終える予定です。そんな計画で出しております。

具体的に申し上げますと、今年度は設計やら用地測量やら、あとは土地を購入しますので地権者の交渉やらというものを行います。それで、来年度から工事に向けてということになるわけです。

それともう1本、先ほど01-031号線、これは3月議会で承認いただいたところなんですけれども、これは今年から3年間で工事を終えます。

交付金につきましては、それぞれの年度で申請し、それぞれの年度で交付されるといったものであります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 最後にお伺いいたしますが、01-031号線は平成18年から3か年ということだと思います。それから、東西線については4年間で実施をするということですが、そ

の都度交付金の申請を行っていくということですが、今現在考えている交付金をいただくというそういうことについては、額的には今現在試算をしてありますでしょうか、なければ結構です。あればお答え願います。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは事業費、あくまでもこれは計画です。今年度の予算は今年度分しか予算化されていませんので、全体事業でお話申し上げたいと思います。01－031号線の東西線につきましては、1億5,000万円を予定しています。今回の議案の部分の東西線につきましては、1億8,000万円という額を予定しています。これに2分の1の交付金ということになります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 同じような質問なんですけれども、南北線については今年、網戸区に話をすると、そういうようなことを前回の議会の中でも答弁をいただきましたが、実際にはある程度の計画路線というのはできているのでしょうか。それで、今回の市道認定路線の0220線、その辺が実際には網戸区を横断していくのか。言えないというのであれば結構ですが、できればある程度の計画を議員の方々も知っておいた方がいいのではないかと思います。

○委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 3月議会でもこの話が出まして、ルートを示せという話があったわけです。現在、用地の取得だとか、補償だとかの予算は組まれておりません。おりませんけれども、現に家が建っていますし、その先の話がありますから、もう既にずっと交渉に歩いております。そんな交渉に歩いている段階ですから今後変わるかも分かりませんが、今の状況の中でお話をさせていただきたいと思います。

先ほどの図面、今度は右をご覧くださいと思います。路線を一本化したところの図面、横に赤くなっている部分の上、これは銚子旭線、県道部分を見ていただきます。もっと分かりやすいのは向藤食堂という食堂がありますけれども、これは今回の変更後の一番北の丸印の辺りが向藤食堂の位置になります。そして、このところが銚子旭線、県道ですね。今歩いているのは、網戸というところには神社とお寺がちょうどいい具合というか、いい間隔にあるんです。神社とお寺を避けますので、今我々が歩いている所は左から中央病

院の入り口の信号の位置、先ほど向藤食堂と申しましたけれども、その位置から東に向かっていきますと大きいカーブがあります。この大きなカーブを過ぎますと、淡島神社という神社がここに図面に記されているのが分かりますでしょうか、県道の南側にちょっと字が小さいんですけども、淡島神社と記載されています。さらにちょっと東に行きますと、今度は県道の北側に観音堂というお堂がございます。さらに東に行きますと、八重喜神社という神社があるんです。これも県道ぶちです。さらに東に行きますと、北側の方には東漸寺があったり熊野神社があるわけです。滑川委員言われました0220号線というのが来るんですけども、何度も言いますが警察と中央病院を結びますので、この神社・お寺を避けたいんです。そうしますと、このスペースというのは何か所かに絞られてくるんです。今一番ポイントを絞って歩いているところは淡島神社、先ほど言った一番西側の淡島神社の西側辺りに水路敷があるんです。こういう水路敷をうまく利用できたらいいんじゃないかなということで、ここをまず第一候補に歩いております。ここに道路が走る場合には、この家に移転できますかというふうな具体的な話に歩いています。それと、もう一つ、ここに表示はありませんけれども、カラオケステージというか、あそこをイメージしてもらって、その辺も候補として歩いています。だから、ここというふうには決めていませんけれども、ここの辺を歩いていますよ、絞って歩いていますよということだけはお知らせするし、ご理解をいただきたいと思います。これは変わるかも分かりません。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） そうすると、これから八銚線を抜けて、どの地区が……警察の東という話……

○委員長（向後和夫） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 警察の東側の信号道路、これは使いたいと思っています。警察の東側に南北の道路があります、市道があります。この道路は使いたいと思っています。

したがって、その道路と中央病院を結ぶ、その間がポイントなんです。この県道、先ほど言った銚子旭線のここの協力される方がポイントなんです。ですので、そこを結べば多少カーブの堆積になったりするかも知れませんが、そんなルートになろうかと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第7号及び議案第8号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第7号、市道路線の変更について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

議案第8号、市道路線の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告してください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） お手元に資料を配布してございますので、資料をご覧くださいと思います。あさひ健康パーク整備事業でございます。よろしいでしょうか。

では最初に、まずこの事業の目的でございますけれども、海岸地域の市有地等を利用して、海岸地域の活性化とそれから市民の健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

最初に、概要について申し上げます。図面をご覧くださいと思います。

全体計画面積は約1万8,000平方メートルでございます。図面の中央から左側でございます西側方向、こちらは起伏のある地形で保安林の植樹がございまして、それから図面の中央から右側でございます東側方向でございますが、こちらは平坦な地形で既存の樹木がほとんど植生してございません。こうしたことから、西側方向部分につきましては、保安林の樹木等自然の状態を生かしたコースとしまして、東側方向部分は一部植林を行いまして、開放感をイメージしましたコースとして造っていきたいと考えております。

コースといたしましては、Aコース・Bコースの2コースで、全長は約800メートルでございます。Aコース・Bコースともに9ホールずつ合計18ホール、パーは66でございます。各コースはパー3からパー5まで設定となっております。

それから、コース外の施設といたしましては、あずまや、それからトイレ、ベンチ等でございます。

なお、工事の整備内容でございますけれども、平成18年度、平成19年度の2か年で整備を行ってまいります。総事業費は約2億9,000万円の予定でございます。財源的に非常に有利なまちづくり交付金事業としまして事業の整備を行ってまいります。

平成18年度の工事といたしましては造成工事に着手しまして、潮風や飛砂を防ぐための砂防施設、それから散水施設、芝張り等の整備、平成19年度には休憩施設、コース内の植栽等を行ってまいります。そして、平成20年度の早期のオープンを予定しております。

なお、この整備に伴いまして本年度に旧福祉センター及び勤労青少年ホームを解体しまして、跡地をあさひ健康パークの整備区域内として利用してまいります。

以上でございます。

○委員長（向後和夫）　ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作）　平野です。どうもいつもお世話になります。

ちょっと課長に地元の議員として何点かちょっとお聞きしたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

このパークゴルフ事業でございますけれども、地元としても期待を持っております。そういう中で、実は5月27日ですか、都市整備課長と建設課長が来ていただきまして、中谷里浜地区で説明会が行われました。その中でいろいろ今までみたいなことを説明していただきましたけれども、工事は実際いつごろ始まるかということと、それと、地元としてはこのゴルフ場ができますと、今現在中谷里浜地区が暮らしているところよりもゴルフ場の方が多分高いと思います、九十九里の地形としまして。それで、たしかあの時に排水の要望がありまして、市の当局としてもそれにご理解を示してくれまして、何とか1本をとということで、これはお聞きしております。

それともう1つは、ゴルフ場に向かう道路でございます。現在、飯岡一宮線から南側でございますので、そのゴルフ場に向かいます道路が約4本あると思います。そのうちの3本は4メートル未満で非常に交通渋滞が懸念されます。特に夏休みとか、土日の少年野球あるいはサーフのお客さん、それと一般のレジャー客と地元の利用ということで交通が相当混雑が予想されますけれども、その辺の対策等は、それと排水問題ですね。そこらがちょっとまだ地元民が分からないということで、実はこの間、副区長の方からそういうお尋ねがございましたので、きょうたまたまこのいい機会がございましたので、分かるだけで結構ですので、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（向後和夫）　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　最初に工事の時期でございますけれども、7月後半には発注したいと考えております。

それから、2点目の排水、それから3点目の道路の件でございますけれども、これは建設課長の方から。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路排水について建設課からお答え申し上げます。

一番まずご心配されているのは排水問題だと思います。とにかくあの時説明しましたけれども、1本抜こうかという計画はしています。ゴルフ場ができちゃってから後から抜いたのでは二重手間になっちゃいますから、とにかく最初に排水路を造って、ゴルフ場ができるように今考えていますので、これは十分地元の区とも相談しながらやりたいと思っています。

ただ、その道路問題ですが、道路問題が非常に難しい。何で難しいかといいますと、あそこは現場と地図が違う、公図と現況が非常に違うところなんです。その辺を今頭を痛めているんですけども、これもいずれにしても区とよく相談しながら、迷惑をかけないようにしたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 平野委員。

○委員（平野忠作） どうもありがとうございました。

一応地元の地区民からもっと要望というものがあると思いますので、その時にまたいろいろご相談しますので、その時はご理解の方をひとつお願いします。

それともう一つ、都市整備課長をお願いします。

これを見ますと、国際パークゴルフ協会公認取得予定ということでございますので、どうせやるなら千葉県大会とか、そういう大きい視野でひとつ向かって、この地域が活性化するようにひとつお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 都市整備課と建設課の方をお願いします。

今、あさひ健康パーク整備事業の概要ということでこれは整備の概要を伺ったんですが、これから後については大変なことになると思う。大変なことになるということは、要は今平野委員から話がありましたように、国際パークゴルフ協会の公認取得予定ということですから、そうしますと来ていただきたいということから考えますと、そういう認定を受けるわけですから指導者が必ず必要になりますよね。そうでないと、幾らいいものを造ってもルールに基づきたいわゆる遊び方というのができなくなりますね。要は競技と遊びは別ですから、やはり集客をするためには、そういう北海道から生まれたパークゴルフが旭市としてやはり正しいものになっていくといえますか、健全に推移していくと考えれば、今からそういう指

導者の育成なり何なりをしていかないといけないのではないかなということに触れさせてもらいます。

ですから、これはこれからのことですから、事業を進めるに当たりまして並行で、これは生涯学習課になるか都市整備課になるか、どこでもいいわけですが、そういった長期展望に立って人材の育成なり、あるいは人がどう集客するかどうかについても並行的にソフト面で考えていただきたいというのが一つですが、お考えがありましたら都市整備課の方からお願いしたいのが1点です。

建設課につきましては、今6月ですから、よく一般的に言われるのは、市の場合には3月ごろになると工事が多いとよく言われますけれども、新市になってから7月で丸1年になります。そういうことで計画的な整備ということが必要でありますので、道路整備改良あるいは排水整備等を含めて6月に発注とかお考えがあればお願いしたいし、それはどの辺の進捗になっているのかどうか。あと今後どのような計画で工事等について計画については消化していくのかどうか、この考え方について建設課長からお伺いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） コースの公認の件、それから指導員の件でございますけれども、コースは私ども今考えております。公認を取っていく予定でございます。

それから、指導員の件でございますが、これからいろいろ詰めていきたいと考えております。いろいろ各地区のパークゴルフ場を見ましてもかなり入場者がばらついていまして、多いところは数十万人、少ないところは数千人でございますので、私ども市民をはじめ多くの方々にPRをしていきまして、大いに利用していただくよう図っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 工事は計画的にということでごもつともだと思います。現在18本工事を予定しているというか、目途が立っております。全体的には100本ぐらいはやりたいという気持ちでおります。

以上です。

○委員長（向後和夫） では、ちょっと私の方からも。

先ほど来、排水の話が出ていますけれども、こういったゴルフ場は非常にこの排水は重要なんですね。そのために通常のゴルフ場の場合には貯水池として池が方々に設けてあります。それで、特に雨の中でも競技するわけですから、芝生がぐちゃぐちゃにぬれていると玉も走

らないということで、そういった面でやはり傾斜の関係だとかそういう面で排水というのはやはりきっちりやらないと、オープンしてから大変な問題が起こるんじゃないかならうかと思います。その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質問ありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） もう市でやるということは決まっているんですけども、実際の近隣の状況ですか、どのくらいの人口があつて、どのくらいを利用しているか、シミュレーションですね、損益のシミュレーションを全然お示しには今までなっていないんですよ。その辺もはっきりと、あとメンテナンスでゴルフ場ができてからどのくらいの費用がかかっているのか、その辺もお示しを願ひたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 名前はパークゴルフでございます。これを変更しましてあさひ健康パークということで、一応公園事業でございますが、公園の中にパークを造るものでして、これは費用対効果というのは算出してございません。

メンテナンスなんです、一応芝のメンテナンスは年間約700万円ぐらいかかるかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 近隣のパークゴルフでは民間のところもあると思うんですよ、その辺のところ実際に、では公園だから幾らかかってもいいということにはならないと思うんですよ。実際にこれから1回公園を造っちゃったら、メンテナンスも含めて必ずキープしていかなくちゃならないんですから、そのことを出さないでそのまま公園だからいいというような話ではないと思うんですけども、一応お示しは願ひたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 作っておりますので、できましたらご報告させていただきます。

それから、このパークゴルフ場なんですけれども、全国的に約900か所ぐらいございまして、このうち公園が約8割でございまして、先ほど申し上げましたけれども入場者は非常にばらつきがあります。私どもも費用対効果を見るに当たりまして、大いにPRしまして多くの方々に利用していただくことを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） ほかの課長、何か報告はありますか。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事業につきまして政務報告でもちょっと申し上げてございますが、補足して報告をしたいというふうに思います。

1点目ですが、現在、高齢者・パートタイマー職業相談室というのが商工観光課の東側にございます。これが6月30日をもって閉室となります。この高齢者・パートタイマーにつきましては、県内12か所の職業相談室ということで県の支援によって実施されているものでございます。これが6月30日をもって閉室となります。

それに代わりまして、7月1日から実際は1日、2日は土日ですので3日からになりますが、旭地域職業相談室というふうになります。その地域職業相談室、どこが違うかといいますと、今度は国直轄という部分の中で銚子公共職業安定所の直轄という形になります。今までは県の支援による12か所が県下にあいましたけれども、今度旭市につきましてはそれが閉室となりまして、国直轄の中で運営されるということになります。

今までとどこが違うかといいますと、細かい部分については55歳以上とかいろいろあるんですが、大きく変わるものにつきましては、相談員が今まで2名という部分でありましたが、今度は3名ということになりまして全額国の負担において相談員が増えると。ですから、相談体制の充実も図れるのではないかなというふうに思っています。

それと、今まではペーパーによる相談といいますか、そういう書類を見ての職業相談でありましたけれども、これからはパソコンによって、銚子職業相談所へ行った方は分かると思いますが、コンピュータによってすべてこれが見られるという形になりますので、今度旭市の場合は紙ベースだったものが今度はパソコンによってできると。さらに時間につきましても、今まで9時から4時という部分が8時半から5時までになるということになりますので、かなり市民の利便性の向上が図られるんじゃないかなというふうに思っております。それが1点。

あと、夏期観光の部分についてちょっとお知らせしたいと思います。

夏期観光ということで、海水浴場の開設がございます。海水浴場につきましては、今年も飯岡と矢指の2か所で開設いたします。開設期間につきましては、7月15日から8月20までの37日間ということになります。それに伴っての安全祈願については7月15日に3か所で

実施すると、旭市、飯岡、それとそのプール、その３か所で７月１５日に実施する予定でいます。

そのほかに今年はＪＣの旭青年会議所４０周年記念という部分がございます、「あさひ砂の彫刻美術展」という部分が７月１６日から２２日まで矢指ヶ浦海水浴場の西側で実施すると。これが昨年と変わったところという部分でございます。

あとは例年どおり「サマーフェスタ in 矢指ヶ浦２００６」ということで宝探し等もございます。

それから、「いいおかYOU・遊フェスティバル」ですが、これも第１８回を迎えることになりまして、今年も昨年同様に７月２９日、３０日の２日間、飯岡荘の前で開催いたします。これについては昨年と同様の花火であったり、郷土芸能ステージだったり、２日目はビーチボールということで昨年と同様のYOU・遊フェスティバルというふうになるのかなというふうに思っております。

それから、「市民七夕まつり」につきましても、第５２回を迎えるということの中で今年も８月６日・７日、日・月になりますが２日間開催いたします。催し物につきましては、昨年は椎名佐千子さんは来られませんでした。今年は椎名佐千子さんが出るということで、あと中学生の鼓笛隊等がございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ただいま商工観光課長の報告がありました。

何かお聞きしたいことがあればお願いしたいと思います。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（向後和夫） 次に、陳情１件の審査を行います。

農水産課以外は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちを願いたいと思います。

休憩 午前１０時５５分

再開 午前10時58分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

去る6月12日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情についての1件であります。

それでは、陳情第7号について審査を行います。

初めに、農水産課長より参考意見がありましたらお願いいたします。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、若干ちょっとご説明させていただきます。

実は、市内に本件にあります肉牛の農家につきましては実は48戸いらっしゃいます。その中の18戸は酪農を兼務でやっているというふうなことです。ですから、現実的に単純に肉牛農家というのは30戸程度かな、そんなことで理解しております。飼育頭数につきましては、肉牛としまして5,800頭前後、約6,000頭前後が飼育されておる。

今回の議案とはちょっと違いますけれども、牛屋さん等といろいろ話もした中で、先般も委員長にも肉牛の会合に出ていただいたわけですが、今一番彼らがちょっと苦慮しているというのが、BSEもさることながら、実は国内ではもう既にこのBSEにつきましては安全・安心がもう確保されたと。むしろ日本の牛肉は立派に国内ではこれらの流通上は問題ないというふうなことでやっております。

ただ、若干ちょっと今問題になっているのは、先般会議であったんですけれども、当初、全頭検査しまして県で検査をします。若干陽性ということで出ちゃって、それを今度陽性が出ますとすぐ陽性じゃなくて、今度は国へ持っていきましてそれで最終的に判断をしていただく。若干実は千葉県の場合、先般、実は陽性とばって出ちゃって新聞報道されて、その後国に持っていったところが陰性というようなことで、県で問題があって国で見たら問題ないというようなことで、新聞報道ちょっとどうなんだという議論も実は担当の方から申しました。

だから、どうしても今、新聞報道は即日しなきゃしょうがないとかいろいろあるらしくて、ただ、県の畜産担当課の方も、本当にその報道というのは今日調べて、今日ちょっと問題がある、それをすぐ報道して国へ持っていったら問題なかった、そういうものまで報道するということは、逆に消費者に対してどうかなという、そういうものも実は現実にあります。

した。たまたま4月に県の職員が異動等がありまして検査に不慣れな職員が出まして、若干その検査上ちょっと問題があつて、たまたま出ちゃった、そんな情勢も実は県内で聞きました。

それと、あと今肉牛農家で一番苦慮しているのが、実はこのBSEじゃなくて子牛が高いという部分がありまして、どうしても値段的には今いろいろ輸入をストップしている影響でいい値段では買っていただけるけれども、それ以上に子牛が高くて、経営的にはあまり苦しいんだよなど。一番いい方は自分のところで牛を育てて、ころをとってそれをそのまま育てる方は一番経営上いいらしいんですけれども、相当子牛が高くなっている、そんなことの現状でございます。

それと、一部この管内近くで子牛が盗まれるということで相当数ありました。ただ、幸い当市の中にはそういうことは現時点ではないと。ただ農家の方にはちょっと注意するように、ただ、どうしても今自宅と牛舎が結構遠い方がいると、自分の自宅近くに飼っている方というのはあまり珍しくないもので、ただ注意するという事だけなんですけれども、今全頭で登録してあるわけですので、どうしても盗まれても分からないのかなというのがあるわけなんですけれども、やはり生んですぐなくなったものをばっと盗んできて、それを耳表やっちゃうと、それは判断つかないとかいろいろ現実的にはあるそうでございます。

それとあと、国の方の状況でありますけれども、実は6月1日から6月14日まで全国10か所で、いろいろな農水省等が消費者と、あるいはいろいろな団体を交えまして意見交換会をやったそうでございます。その中にはまだまだアメリカの検査体制がはっきりしない中で、ちょっとこれはどうだというご意見、あるいは場合によっては早く輸入しろというそういうご意見、そんなご意見がいろいろあったというようなことで、今、国の方ではまとめをしながらやっておるという現状だそうであります。ちょっとなかなか我々も中央の情勢が余りインターネット等しか入ってきていないもので、ちょっとその辺の事情しかご説明できなくて申し訳ありません。

○委員長（向後和夫）　ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功）　今回、第7号で受理をされました陳情の内容につきましては、安全で食を守るというそういった内容だと思います。今課長の方からいろいろ話がありましたけれど

も、子牛が高いからそれは輸入がストップしているからだとかというようなこともありますけれども、今回の陳情の内容につきましては、安心して安全なものを食べるということの考え方だというふうに思っております。そうしますと、今現在、和牛の方については安全・安心が保たれているという先ほどの課長からも説明がありましたけれども、事米国産につきましてはご案内のように早く輸入できるのかなと思っていたらまだ足踏み状態という、そういったこともあります。この陳情の趣旨からいきますと、陳情の趣旨は採択すべきではないかというふうな私は考えに立ってご意見申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかにご意見ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第7号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席をしてください。大変ご苦労さまでした。

委員の皆さんはそのままちょっとお待ちください。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時13分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

陳情の採決

○委員長（向後和夫） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(向後和夫) 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長(向後和夫) それでは、陳情第7号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(来栖昭一) それでは、陳情第7号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきたいと思います。

お手元に配布してございます米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE(牛海綿状脳症)の万全な対策を求める意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

(事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明)

○委員長(向後和夫) ただいま事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

ご意見ございませんか。これでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) それでは、特にないようでございますので、陳情第7号、米国産牛肉

の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

それでは、発議案の米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

神子議員。

○委員（神子 功） 提出者は、委員長にお願いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） はい。あと賛成者の方は。

（発言する人あり）

○委員長（向後和夫） それでは、ただいま神子委員の方からのご意見のとおり、提出者は私委員長の向後和夫、賛成者につきましては議長を除きまして、あと4名の委員の皆さんとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、提出者は向後和夫、賛成者は神子委員、滑川委員、嶋田委員、平野忠作委員と、そのように準備を進めたいと思います。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時21分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫